

弁護士が教える 日本版同一労働同一賃金について

～使用者側人事労務専門弁護士からみた労契法 20 条訴訟と
同一労働同一賃金新ガイドラインの理解とその対策について～

※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせていただきます。

【開催要領】

日時▶ 2019年 11月 20日(水) 13:30～17:00

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

＜講師＞石寄・山中総合法律事務所 パートナー弁護士 江島 健彦 氏

【講師略歴】1998年早稲田大学政治経済学部卒業 2003年司法試験合格 2005年司法修習修了(58期)弁護士登録(第一東京弁護士会)石寄信憲法律事務所入所(現:石寄・山中総合法律事務所)2013年1月ヴァイスパートナー就任 2015年1月パートナー就任

【主な著書】「個別労働紛争解決の法律実務」(中央経済社・2011年・共著)、「労働時間規制の法律実務」(中央経済社・2010年・共著)、「Q&A 人事労務規程変更マニュアル」(新日本法規・2013年・共著)、「Q&A で納得! 労務問題解決のために読む本」(日本労務研究会・2016年・共著)ほか

【申込方法】 当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191583-0503 弁護士が教える 日本版同一労働同一賃金について			
ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職 役		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当者宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認ください。〔セミナー・会員研究会〕-よくあるご質問〕

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル 2F

・プログラム・

1. 正社員と有期雇用労働者の均衡待遇を求める労契法 20 条について争われた 2 つの事件(ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件)の最高裁判決を踏まえて

＜争点＞

- (1) 地位確認
- (2) 就業規則の合理的解釈(補充効)
- (3) 「期間の定めがあることにより」の解釈
- (4) 不合理性の考慮要素の関係
- (5) 「不合理」の意味
- (6) 当該賃金項目の考慮方法(個別・全体)

2. 均衡待遇をめぐる裁判例の動向

正社員と有期雇用労働者またはパートタイム労働者の均衡待遇について争われた他の地裁判決を紹介

3. 最高裁判決を受けた実務対応

規定整備と賃金項目に関する考察

4. 新ガイドラインの内容と実務への影響

5. 働き方改革関連法ーパート有期法の概要

(1) 不合理な待遇の禁止(均衡待遇)

- ・比較対象となる「通常の労働者」
- ・本条の対象となる待遇
- ・不合理性の判断手法
- ・その他の事情
- ・違反の場合の効果

(2) 差別的取り扱いの禁止(均等待遇)

- ・比較対象となる「通常の労働者」
- ・本条の対象となる待遇
- ・違反の場合の効果

(3) その他



講師 江島健彦氏

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。